

(社) 日本病院薬剤師会
会 員 各位

(社) 日本病院薬剤師会
薬剤業務委員会
委員長 佐藤 秀昭

「注射薬調剤のあり方（案）」について

本委員会は、今後の薬剤師業務における「注射薬調剤のあり方」について検討を行っており、今般、別紙のとおり意見を取りまとめました。

「注射薬調剤のあり方（案）」は、今後の病院診療所薬剤師の業務に大きく影響するものと考えており、薬剤業務委員会としては、会員各位から多くの意見を戴き、十分な検討を行った上で最終的に「注射薬調剤指針」としてまとめたいと考えています。つきましては、ご意見のある会員は、会員氏名、所属施設名を明記し、日病薬事務局薬剤業務委員会宛に、封書、FAX（03-3797-5303）または e-mail（info@jshp.or.jp）にて、平成 11 年 12 月末日までにお送りください。

なお、従来の「調剤」や「処方せん」に関する法令や業務指針などは、内用薬、外用薬を基本として作成されたものと理解しております。今回の「注射薬調剤のあり方（案）」を作成するにあたっては、これらの趣旨を配慮しつつも、厳密な意味での整合性を図る必要はなく、現状の業務の実態に合わせた形を基本に考えることとしています。また、「注射薬」の呼称は、「処方薬」、「内服薬」、「外用薬」との対比語としました。

「注射薬調剤のあり方（案）」について

1. 注射薬調剤の考え方

注射薬調剤は、原則「医師の注射薬処方せんに従い、注射薬を調製し交付すること」と位置づける。ただし、調剤所の規定及び人員及び施設基準などについては、今後の検討課題とする。

2. 注射薬調剤の実施基準

注射薬調剤の適正な実施の普及を進めるために注射薬処方せんへの記載項目及びその手順については下記を遵守する。

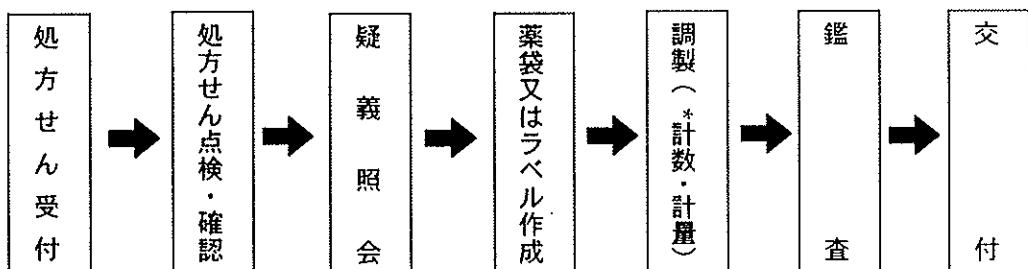
1) 注射薬処方せんの記載項目

注射薬処方せんへの記載項目は、患者氏名、年齢又は生年月日、性別、薬品名、規格、投与量、投与経路、投与時間、投与開始年月日、処方医師氏名、処方せん発行日とする。なお、投与量は1回投与量を原則とする。

一方、薬剤師の注射薬処方せんへの記入項目は、調剤済の旨、調剤年月日、疑義照会の内容、記載事項の変更内容、調剤者押印又は署名とする。

2) 注射薬調剤の手順

注射薬調剤の手順は次のとおりとする。



* 計数とはアンプル、バイアル等未開封状態で注射薬を取り揃えること。

計量とは各々の注射薬を混合し、調製すること。